



島根県報

平成23年9月13日（火）

第2,324号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の（高齢者福祉課） 2
規定による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の（ ” ） 2
規定による指定医療機関の事業廃止の届出

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 2

告 示**島根県告示第614号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
敬川沖田クリニック	江津市敬川町296-6	平成23年7月29日
有福クリニック	江津市有福温泉町546	平成23年8月2日
とまと薬局 長沢店	浜田市長沢町550-16	平成23年8月29日
とまと薬局 敬川店	江津市敬川町292-2	平成23年7月29日

島根県告示第615号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有福クリニック	江津市有福温泉町546	平成21年12月31日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第71号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年9月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,823
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 165,186
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た

数)

仁多選挙区	4,106
簸川選挙区	7,464
邑智選挙区	6,115
鹿足選挙区	4,421
隠岐選挙区	6,180
松江選挙区	55,834
浜田選挙区	16,428
出雲選挙区	39,313
益田選挙区	13,918
大田選挙区	10,889
安来選挙区	11,662
江津選挙区	7,206
雲南・飯石選挙区	13,506

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 165,186